

『弊社社員及びご家族、お取引先企業様へ』

2020年 3月 23日

株式会社テクノジャパン 代表取締役
長田 照彦

弊社の新型コロナウイルス感染症への対応として、本年2月に策定致しました行動指針に關しまして、現状を踏まえて更新させて頂きましたので、引き続き皆様にもご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

尚、以下の対応につきましては、文部科学省新型コロナウイルス対策特設ページ、外務省海外安全ホームページなど関係省庁HPの情報を基に作成しておりますが、危険レベルの引き上げ、引き下げや国内の感染状況に伴い対応が変更される可能性が十分予想されますので、今後の状況に応じて迅速に対応する為にも、変更が生じた場合には原則として、弊社ホームページにて情報更新を行わせて頂きますのでご確認下さいませ。

記

- ① 海外渡航に關しましては業務上での渡航は原則中止または延期とし、休暇期間での海外渡航に關しても外務省海外安全ホームページの最新情報にて、多数の国々が危険レベル 3（その国、地域への渡航は止めてください（渡航中止勧告））、危険レベル 2（不要不急の渡航は止めてください）となっていますので、当面の間は自粛をお願い致します。
万が一自己責任で海外渡航を行う場合、出入国前後の待機要請には必ず応じる事とし、担当営業に海外渡航届出等(※)の届け出を必ず行い、現地では感染に最大限留意し、帰国後には必ず帰国報告を行って下さい。
※出張申請書（海外）または海外渡航申告書
- ② 既に本人もしくは家族で渡航歴・滞在歴のある者、又は渡航歴・滞在歴の方と濃厚接触があった社員に關しましては、2週間は毎日検温して健康観察を行うと共に、以下に該当する場合には直ぐに担当営業までご連絡下さい。
 1. 37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）、又は強いだるさ（倦怠感）や呼吸器症状（咳や呼吸困難）がある場合には、速やかに最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に相談。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html
 2. 渡航歴や濃厚接触到に該当しない場合でも、上記1)の症状に該当する際には、同様

の対応をお願いします。

- ③ 新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された事に伴い、医療機関の診察結果において当該感染症にかかっている又は疑いのある社員に関しては、指定感染症患者として治癒するまで出勤停止と致します。

尚、同居するご家族が罹患した場合にも、同様の対応を検討させていただきます。

- ④ 感染流行地域への渡航歴が無い場合でも、インフルエンザ予防法と同様に、免疫力を高める為にも十分な睡眠と栄養で体調を整えて、出退勤時は勿論ですが勤務時や取引先訪問時でもマスクを着用し、合わせて石鹸を使ったこまめな手洗いを行って下さい。

また、微熱や体調に不安のある場合には、絶対に無理をせずに担当営業まで欠勤の相談を行って下さい。

- ⑤ 弊社研修センター(A-LABO)での研修カリキュラムに関しては、講師と研修参加者の安全を考慮し、マスク着用とアルコール消毒、定期的な換気の徹底を義務付けた上、少人数での開催を行う予定です。

また、4月より一部の研修内容をWeb研修へ切り替える予定です。

- ⑥ 業務上、実施や参加が避けられない会議や活動（社員面談や採用フェア、採用面談等）、または国内出張につきましても、出向先や関係部署にて実施や参加の是非について再度見直しを協議し、開催時にはマスクの着用やアルコール消毒の徹底など、衛生管理に十分に努めて下さい。

国内出張においては、自身の行動記録（利用交通機関や宿泊施設）についても、記録を残して下さい。

- ⑦ 政府要請に伴う小学校等の臨時休業への当社の対応を次の通りといたしますので、ご確認ご対応の程お願いいたします。

1) 前提として取引先事業所内に常駐勤務する社員は、当該取引先から指示がある場合にはその指示に従うものとします。

2) 対象者 ①取引先事業所内に常駐勤務する社員で、当該取引先から指示がない社員
②本社、A-LABOに勤務する社員

3) 対象期間 2020年3月2日（月）～3月31日（火）

* 政府方針等を踏まえて4/1以降の継続も検討

4) 次の全てに該当する場合に限り、休暇を認めます。

- ・同居の小学校等（※下記参照）に通う子を養育している
- ・新型コロナウイルスの感染防止対策として小学校等（※下記参照）が臨時休業している（風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等（※下記参照）に通う子を養育している場合も同様です）

- ・配偶者または親族が上記の子の面倒を見ることができない
- ・休校や学級閉鎖の際に小学校等から配布された文書等の書類の確認ができる

※小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

⑧ 事業所内での感染予防

- ・外出先から戻った場合や食事前の「手洗い」「うがい」「アルコール消毒」等を実施
- ・共有トイレ内の「ジェットドライヤー」の使用を避ける（拡散要因として）
- ・勤務中や移動中のマスク着用を徹底（やむを得ずマスクが購入出来無い場合はハンカチ等で必ず咳エチケットを守る）
- ・社内不特定多数が接触する部分「ドアノブ」「共有引き出し」等のアルコール消毒、パソコンキーボード、マウスの消毒は各自適宜おこなう
- ・密閉空間での長時間会議を避ける為にも、情報共有や報告は資料配布を検討し、会議時には対面を避けて参加者の間隔を空けて、可能な限り換気を行う
- ・社内イベントを当面の間は自粛する
- ・関りのある取引先や委託先、仕入先に感染者が発症した場合には報告をお願いします

⑨ 自宅での健康管理啓蒙

- ・外出からの帰宅時には「手洗い」「うがい」を徹底願います
- ・風邪の症状と思われる場合は検温をおこなう（健康チェックシート等の記入）
- ・上記②に該当しない発熱などの風邪症状がある場合でも、無理をせずに仕事を休む
- ・集団感染を回避するため「換気が悪い場所」「人が密集して過ごす空間」「不特定多数の接触の恐れが高い場所」に行くことを自粛する
（例：スポーツジム、ライブハウス、ビュッフェスタイルの会食等）
- ・海外からの輸入品を購入（通販）した場合、消毒し開梱する
- ・万が一罹患した場合のため、外出時の行動を把握しておく
（携帯電話モバイルデバイス管理や、交通・流通系ICカードの移動履歴での把握等）

下記より必要な情報を各自で確認して頂き、過信や不確実情報による不安・混乱等には十分に注意して、冷静に対応して下さい。

以上

『関連省庁による情報一覧』

- ・ **新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について**
(内閣官房ホームページ)

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・ **新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について**
(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・ **東京都新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル** (東京都福祉保健局ホームページ)

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html>

- ・ **各都道府県の新型コロナウイルスに関するお知らせ・電話相談窓口**
(首相官邸ホームページ)

http://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html

- ・ **保健所管轄区域案内** (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hokenjo/

- ・ **海外安全情報について** (外務省ホームページ)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>